規　則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長　馬　橋　隆　紀

埼玉県人事委員会規則七―一〇〇七

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表中「副報道長」を「副報道長　企画幹」に、「本庁の所長　総合調整幹」を「本庁の所長　政策幹　次世代産業幹」に改め、「（総合リハビリテーションセンターの事務局長を除く。）」、「地域機関の副局長」、「スポーツ局長　地域包括ケア局長」及び「地域機関の事務局長（総合リハビリテーションセンターの事務局長に限る。）」を削り、「税務局長」を「税務局長　スポーツ局長　地域包括ケア局長」に、「教育指導幹」を「教育指導幹　地域教育幹」に、「支所長　企画幹」を「支所長　企画幹（総合教育センターの企画幹に限る。）」に改める。

別表第一ハの表中「技術・事業化支援室長」を削る。

別表第二ロに備考として次のように加える。

備考　人事交流等により引き続いて職員となつた者のうち、人事委員会が定める者に対するこの表の適用については、部内の他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。